

2018年 6月 7日

No. 471



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



NISAの「ロールオーバー」に関心

平成26年1月にスタートしたNISA（少額貯蓄非課税制度）が、今年初めて満了を迎えますが、口座作成から5年間の非課税期間終了後である来年、再度新しいNISA口座を作り、資産を移すという形をとることにより、引き続き非課税枠を使って投資を行うことができる（非課税期間をさらに5年間延長できる）ロールオーバーに関心が寄せられています。

NISAは、少額投資を行う個人投資家のための非課税制度です。毎年120万円の非課税投資枠が設定され、株式・投資信託等の配当や譲渡益が5年間にわたり非課税になります。非課税期間満了後の資産の取扱いの選択肢は3つあり、一つ目は「売る」こと、二つ目は課税口座へ移すこと、そして三つ目が、翌年のNISAの非課税投資枠へ移管（ロールオーバー）することです。

ロールオーバーには、同一の証券会社に開設するNISA口座内での非課税期間延長であることや、NISA口座を開設している証券会社にて期限までに所定の手続きをすること、という条件があります。初めて満了を迎えるにあたり、実質的に非課税期間を延長させるロールオーバーに関心が寄せられている背景には、昨年の税制改正でロールオーバーできる金額上限が撤廃されたことがあります。

改正前は、5年後に保有している金融商品の時価が非課税枠の120万円を超えた場合、超過分はロールオーバーできず、課税口座（特定口座）に移すか、売却する必要がありましたが、上限撤廃により、非課税投資枠を超過した部分も含め全ての資産をロールオーバーできることとなりました。

ただし、非課税投資枠を超えてロールオーバーする場合は、翌年に新しい非課税投資枠で投資することはできません。今年初めて満了を迎えるNISAですが、投資額が非課税投資枠を上回っている人は、平成31年以降の投資戦略をよく検討してから判断する必要があるようです。